

## V 予 防 行 政

### 1. 防火管理制度

#### (1) 防火対象物と防火管理者

令和3年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、35,880件である。

なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、(一財)奈良県防災安全協会が実施している。

#### 防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

令和3年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理 者選任対象物	選任率 (%)	消防計画作成 済防火対象物	作成率 (%)
1-イ	劇場等	27	26	96.3	24	88.9
1-ロ	集会場等	1,141	649	56.9	601	52.7
2-イ	キャバレー等	1	1	100.0	0	—
2-ロ	遊技場等	65	58	89.2	55	84.6
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	—
2-ニ	カラオケボックス等	17	17	100.0	15	88.2
3-イ	待合・料理店等	5	4	80.0	4	80.0
3-ロ	飲食店	794	537	67.6	469	59.1
4	百貨店・マーケット	978	749	76.6	669	68.4
5-イ	旅館・ホテル	466	442	94.8	416	89.3
5-ロ	共同住宅等	1,400	955	68.2	835	59.6
6-イ	病院等	172	147	85.5	134	77.9
6-ロ	社会福祉施設等	414	384	92.8	367	88.6
6-ハ	老人デイサービスセンター等	433	399	92.1	379	87.5
6-ニ	幼稚園等	136	131	96.3	119	87.5
7	学校	406	392	96.6	352	86.7
8	図書館等	51	43	84.3	42	82.4
9-イ	蒸気浴場	6	5	83.3	3	50.0
9-ロ	他の公衆浴場	27	23	85.2	18	66.7
10	停車場	3	3	100.0	3	100.0
11	神社・寺院	237	163	68.8	142	59.9
12-イ	工場・作業場	299	243	81.3	203	67.9
12-ロ	スタジオ	2	2	100.0	2	100.0
13-イ	駐車場	3	1	33.3	1	33.3
13-ロ	格納庫	0	0	—	0	—
14	倉庫	46	34	73.9	30	65.2
15	事務所等	899	702	78.1	597	66.4
16-イ	特定複合用途施設	2,035	1,267	62.3	1,076	52.9
16-ロ	一般複合用途施設	282	200	70.9	160	56.7
16/2	地下街	0	0	—	0	—
16/3	準地下街	0	0	—	0	—
17	文化財建造物	62	59	95.2	54	87.1
18	アーケード	0	0	—	0	—
計		10,407	7,636	73.4	6,770	65.1

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

**特定防火対象物の消防用設備設置状況**

令和3年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数
1-イ 劇場等	36	36	0	3	3	0	22	22	0
1-ロ 集会場等	406	406	0	12	12	0	79	79	0
2-イ キャバレー等	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2-ロ 遊技場等	78	78	0	5	5	0	23	23	0
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-ニ カラオケボックス等	21	21	0	0	0	0	4	4	0
3-イ 待合・料理店等	8	8	0	0	0	0	1	1	0
3-ロ 飲食店	322	319	3	0	0	0	10	10	0
4 百貨店・マーケット	790	789	1	105	105	0	128	127	1
5-イ 旅館・ホテル	1,110	1,110	0	21	21	0	297	297	0
6-イ 病院等	344	344	0	79	79	0	46	46	0
6-ロ 社会福祉施設等	626	626	0	585	585	0	31	31	0
6-ハ 老人デイサービスセンター等	703	703	0	42	42	0	62	62	0
6-ニ 幼稚園等	241	241	0	2	2	0	31	31	0
9-イ 蒸気浴場	6	6	0	0	0	0	5	5	0
16-イ 特定複合用途施設	2,084	2,064	20	150	149	1	225	223	2
計	6,776	6,752	24	1,004	1,003	1	964	961	3

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。

**防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）**

令和3年4月1日現在

	対象 施設数	カーテン等			じゅうたん等			合 板		
		使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用
1-イ 劇場等	40	29	72.5	11	22	55.0	18	6	15.0	34
1-ロ 集会場等	896	524	58.5	372	386	43.1	510	142	15.8	754
2-イ キャバレー等	1	0	—	1	0	—	1	0	—	1
2-ロ 遊技場等	85	45	52.9	40	39	45.9	46	13	15.3	72
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0
2-ニ カラオケボックス等	23	9	39.1	14	10	43.5	13	2	8.7	21
3-イ 待合・料理店等	10	5	50.0	5	3	30.0	7	1	10.0	9
3-ロ 飲食店	750	361	48.1	389	237	31.6	513	122	16.3	628
4 百貨店・マーケット	1,411	655	46.4	756	397	28.1	1,014	201	14.2	1,210
5-イ 旅館・ホテル	717	557	77.7	160	512	71.4	205	138	19.2	579
6-イ 病院等	615	400	65.0	215	302	49.1	313	85	13.8	530
6-ロ 社会福祉施設等	603	451	74.8	152	357	59.2	246	129	21.4	474
6-ハ 老人デイサービスセンター等	882	581	65.9	301	450	51.0	432	183	20.7	699
6-ニ 幼稚園等	268	176	65.7	92	112	41.8	156	32	11.9	236
9-イ 蒸気浴場	7	3	42.9	4	3	42.9	4	0	—	7
12-ロ スタジオ	3	2	66.7	1	2	66.7	1	1	33.3	2
16-イ 特定複合用途施設	1,305	502	38.5	803	359	27.5	946	42	3.2	1,263
16-ロ 一般複合用途施設	54	18	33.3	36	11	20.4	43	1	1.9	53
高層建築物	50	39	78.0	11	37	74.0	13	26	52.0	24
計	7,720	4,357	56.4	3,363	3,239	42.0	4,481	1,124	14.6	6,596

※未使用には、防災物品の使用の有無が不明であった場合を含む。

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

令和3年4月1日現在

		点検を要する防火対象物数		点検基準適合防火対象物数		認定用件適合防火対象物数 (特例認定)	
		1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
1-イ	劇場等	22	1	7	0	3	0
1-ロ	集会場等	238	3	51	1	2	0
2-イ	キャバレー等	0	1	0	0	0	0
2-ロ	遊技場等	38	5	16	2	5	0
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックス等	5	1	2	1	0	0
3-イ	待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
3-ロ	飲食店	6	27	2	1	0	0
4	百貨店・マーケット	195	16	83	1	20	0
5-イ	旅館・ホテル	131	53	61	12	9	6
6-イ	病院等	38	19	18	4	2	0
6-ロ	社会福祉施設等	10	10	3	5	1	1
6-ハ	老人デイサービスセンター等	19	8	5	3	0	0
6-ニ	幼稚園等	7	0	2	0	0	0
9-イ	蒸気浴場	5	0	1	0	0	0
16-イ	特定複合用途施設	280	94	57	10	12	0
	計	994	239	308	40	54	7

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県防災安全協会に委託して実施している。

消防設備士試験実施状況

(単位：人)

		甲種							乙種							
		特	1類	2類	3類	4類	5類	計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	計
令和元年度	受験者数	52	360	111	129	498	128	1,278	65	23	31	218	28	699	146	1,210
	合格者数	8	97	47	40	166	39	397	19	14	8	87	11	279	87	505
令和2年度	受験者数	20	215	70	85	361	90	841	38	9	23	159	23	480	111	843
	合格者数	0	58	36	26	120	30	270	19	6	9	55	9	197	71	366

## 2. 危険物の規制

### (1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵や取り扱いをしてはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

#### 危険物施設数（設置許可施設数）

各年3月31日現在

	製造所数	貯蔵所数					取扱所数				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
平成31年度	38	518	212	711	318	1,759	487	11	385	883	2,680	1,558
令和2年度	38	500	207	669	317	1,693	474	11	371	856	2,587	1,498
令和3年度	37	504	204	650	322	1,680	464	10	363	837	2,554	1,478

### (2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、(一社)奈良県防災安全協会に委託して実施している。

#### 危険物取扱者試験実施状況

(単位：人)

	甲種	乙種							丙種	合計	
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	計			
令和元年度	受験者数	156	86	96	110	1,771	143	101	2,307	84	2,547
	合格者数	67	62	74	89	708	102	70	1,105	58	1,230
令和2年度	受験者数	157	94	96	113	1,993	112	97	2,505	93	2,755
	合格者数	66	66	68	84	765	85	74	1,142	61	1,269

### (3) 危険物施設に対する立入検査

#### 危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	令和元年度		令和2年度	
	立入検査		立入検査	
	施設数	延べ回数	施設数	延べ回数
製造所	18	18	16	16
貯蔵所	747	772	612	621
取扱所	462	472	333	339
計	1,227	1,262	961	976

### 3. 火災予防運動

#### (1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全 国 火 災 予 防 運 動		令和3年度
	期 間	統 一 標 語
秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動	11月9日～15日	「おうち時間 家族で点検 火の始末」
文 化 財 防 火 デ ー	1月26日	「みんなで 守ろう 文化財」
春 季 全 国 火 災 予 防 運 動	3月1日～7日	「おうち時間 家族で点検 火の始末」
全 国 山 火 事 予 防 運 動		「山火事を 防ぐあなたの 心がけ」
車 両 火 災 予 防 運 動		

#### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、令和3年4月1日現在、36組織が結成され、クラブ員数は1,568人である。

#### (3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、令和3年5月1日現在、少年消防クラブは、2クラブ結成されており、クラブ員数は35人である。また、幼年消防クラブは、130クラブ結成されており、クラブ員数は6,818人である。